⑷　ヘッジ有効性評価の方法

債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【勘定別情報（中間貸借対照表関係）】

（平成24年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	6,141,060	16,244,143		22,385,203
有価証券	871,904			871,904
現金預け金	574,973			574,973
その他資産	3,149	10,503		13,653
有形固定資産	2,547			2,547
無形固定資産	540			540
一般勘定貸		1,052,816	△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822
負債の部				
債券	4,732,218	14,194,785		18,927,003
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,016	11,468		13,484
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	165			165
役員退職慰労引当金	28			28
地方公共団体健全化基金	919,279			919,279
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,344			7,344
管理勘定借	1,052,816		△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,754,135		3,854,135
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,672,708		2,672,708
利差補てん積立金		81,427		81,427
負債の部合計	7,836,583	17,253,221	△ 1,345,648	23,744,156
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	39,531			39,531
一般勘定積立金	29,393			29,393
一般勘定中間未処分利益	10,137			10,137
評価・換算差額等	△ 5,708			△ 5,708
管理勘定利益積立金		54,242		54,242
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
管理勘定中間未処分利益		576		576
純資産の部合計	50,424	54,242		104,666
負債及び純資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822

(注)1．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2．一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4．地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第９条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。